

## 生徒心得

**第1条** 本校生は生徒たる本分を自覚し、教養を高め、心身共に健康にして明朗なる人となることに心がけるばかりでなく、品位ある校風をうちたてるよう努めなければならない。この心得は本校生の守るべきものであり、共に不断の努力を惜しまず高校生活のよりよき風紀を期すよう心がけるべきである。

## 第2条 服装

- 1 通学にはすべて本校指定の制服を着用する。制服は以下の通りとする。  
＜男子＞ブレザー・ニット類・ボタンダウンシャツ・スラックス・ネクタイ  
＜女子＞ブレザー・ニット類・ボタンダウンシャツ・スカートまたはスラックス・リボン  
なお、女子のスカート丈は膝の下部とする。
- 2 更衣時期は原則として以下の通りとする。  
＜冬季＞10月1日～5月31日  
\*5月・10月を移行期間とし、ブレザーを略することができる。  
＜夏季＞6月1日～9月30日  
\*夏季は、ブレザー・ネクタイ・リボンを略することができる。ベストについては、女子は略することは不可（男子は可）
- 3 入学式の服装については第2条の「服装」に準じる。ただし、ニット類については女子は紺セーター（正装）である。男子は着用しなくてもよい。
- 4 卒業式の服装については、第2条の「服装」に準じる。ただし、ニット類については、男女とも必ず紺ニットセーターを着用する。
- 5 登下校時に制服の上に防寒着を着用する場合は、無地で色は黒・紺・茶・グレーとする。（フリースは不可。部活動のウィンドブレーカーは可とする。）
- 6 通学シューズは黒または焦げ茶の革靴とする。運動靴は禁止。
- 7 上履きは学校指定品とする。
- 8 くつ下は白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイントも可）とする。ストッキングは黒または肌色とし、柄ものは禁止。
- 9 髪型は以下の通りとする。
  - (1) 男子：目、耳、襟にかからない。
  - (2) 女子：目にかからない（ピン止め、リボン、ヘアバンドは華美でなければ可）。
  - (3) 変形の髪型（過度な刈り込み・剃り込みなど）は禁止とする。
  - (4) パーマ、染色、つけ毛等の加工は禁止する。
- 10 その他
  - (1) 化粧はしない。アクセサリ、色付きリップクリーム、マニキュア等は禁止。
  - (2) 通学バッグはスポーツ系あるいはリュック系のバッグを原則とし、高校生らしいものとする。
  - (3) 携帯電話については、校内持ち込みは可とする。登校したらすぐに電源を切り、カバンあるいはロッカーにしまい、放課後まで使用を禁止する。  
ただし、授業等で教員の指導・監督のもとに使用する場合はその限りではない。  
掃除の時間帯が終了後は使用を認める。違反した場合、預かり指導とする。

## 第3条 礼儀

- 1 挨拶や言葉使い、マナーやルールの遵守など、高校生らしく振る舞うようにする。
- 2 職員や来客はもちろん、生徒相互間においても挨拶を交わせるようにする。
- 3 他者とおだやかに優しく接する。相手を尊重した言動に心がける。

## 第4条 校内生活

校則を遵守し品格とおもいやりの心をもって、粗暴な言葉や行動で他人を傷つけない。また、いじめ等の行為は絶対にしない。

### < A 室内 >

- 1 授業や学習には静粛に臨み、漫画や有害な雑誌、書籍類の所持または耽読は禁止。
- 2 高額な金品や学校生活に不必要な品物はなるべく所持しない。
- 3 机や椅子その他の備品・校具等は大切に取扱い、破損や汚損した時は関係の教員に申し出る。その事由によっては弁償する。
- 4 部室や特別教室等、必要以外の場所への出入はしない。
- 5 許可なく団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行したり、金品を募集しない。
- 6 図書館を利用する際は、図書貸出規定を厳守する。

### < B 室外 >

- 1 全校集会、学年集会およびその他の集会の時は速やかに集合する。
- 2 放課前の外出は原則として禁止する。
- 3 ポスターや新聞等の掲示や公示は、関係教員の許可を得てから実施する。

### < C 清掃 >

- 1 常に環境の整備と美化に努め、自ら取り組む姿勢を大切にする。
- 2 清掃を通じて、健全な勤労観や奉仕の精神を養う。
- 3 各ホームルームに指定された受持区域の清掃は、その日の清掃当番が完全に果たす。

## 第5条 校外生活

校外においても本校生徒としての自覚を持ち、社会の秩序や公共心、慣習やマナーなどを守り、社会人としての行動がとれるようにする。

- 1 生徒は始業前、少なくとも5分前までには登校する。
- 2 通学途上においては事故に注意し、交通ルールやマナー（歩行中の飲食禁止等）を守る。
- 3 公共の乗物で通学する生徒は車内での公衆道徳を守り、危険な行為や他の乗客に迷惑を掛ける行為をしない。
- 4 自転車通学者は届け出をし、許可ステッカーの貼付した自転車を使用する。交通ルールを守り、ヘルメットを着用する。雨天時はカッパを使用（常に携帯）する。カッパがない場合には、自転車を預かり指導とする。
- 5 無届けでの自動車・バイク等の免許取得・運転は禁止。
- 6 風紀の良くない店・遊技場、または溜り場等への出入はしない。
- 7 インターネットの有害なサイトへのアクセスや、サイト上でのトラブル、個人が特定できる書き込みや他者の誹謗・中傷等しない。
- 8 家出や保護者に無断での外泊をしない。
- 9 男女の交際はお互いの人格を尊重し、高校生としての節度を守る。
- 10 飲酒や喫煙、シンナーや薬物などの使用や関わりを持たない。
- 11 旅行については目的（地）や宿泊日数、同行者、緊急の場合の連絡先等を明確にして、保護者の承諾を得る。学割を必要とする場合は所定の用紙で申請する。

## 第6条 欠席、遅刻、早退、欠課、休学

- 1 欠席の場合は保護者が連絡をし、無断欠席はしない。
- 2 予めわかっている遅刻は学校に連絡し、登校した際は担任または教科担当者に申し出る。
- 3 早退する場合は、担任に許可を得る。無断早退はしない。
- 4 1週間以上の病気欠席の場合は、医師の診断書を添えて届け出る。
- 5 本人や家族が感染症にかかった時は、学校に連絡を取り、医師の許可が出てから登校する。
- 6 欠課をした時は、理由を担任または教科担当者に申し出る。

- 7 休日に登校する場合は関係の先生と連絡をとり許可を得る。下校の際も連絡をとる。
- 8 休学する場合は学校長の許可を得る。

### 細 則 (生徒指導上の約束について)

#### < 1 頭髪について >

- ① 染色や変色によって髪が赤や茶色になっている場合は、元の色になるように黒く染め直すか、色の付いている部分をカットしてもらいます（パーマや付け毛も禁止です）。
- ② 変形の髪型（過度な刈り込み・剃り込みなど）は禁止です。見つけ次第、指導します。男子は目・耳・襟にかからない長さ、女子は目にかからない長さ（ピン止め、リボン、ヘアバンドは華美でなければ可）にしてください。
- ③ 上記指導で改善が見られない場合は、再登校指導の対象になります。
- ④ 再三の指導にもかかわらず改善されない場合は、懲戒の対象となります。

#### < 2 服装について >

- ① 本校指定以外のセーターやカーディガン等を着用していた場合は、その場で預かります。
- ② スカートの下にジャージ等をはいている場合もその場で預かります。
- ③ スカートをベルトで短くしている場合には、ベルトを預かります。
- ④ 腰パンやワイシャツの裾を外に出す行為はやめましょう。

#### < 3 装飾品について >

- ① 指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアスなどをつけていた場合は、はずして提出してもらいます。そして学校で預かります。
- ② マニキュアや爪の装飾はしないでください。違反した場合は落としてもらいます。

#### < 4 化粧について >

- ① アイシャドー、アイプチ、ファンデーションや口紅、カラーリップなどはつけないでください。つけていた場合は落としてもらいます。付けまつげ等も同様の指導です。
- ② カラーコンタクトは禁止です。使用している場合は、視力の矯正に関わらず外してもらいます。
- ③ 眉毛を剃ったり、描いたりするのは禁止です。

#### < 5 遅刻、欠席、早退について >

- ① 欠席や遅刻の連絡は、必ず保護者が行ってください。
- ② やむを得ず早退する場合は、予め生徒手帳に記載の上、担任（又は年次）の先生から許可をもらってください。
- ③ 無断欠席、無断早退は、その日のうちに保護者に連絡します。
- ④ 遅刻が多い生徒は、定期的に遅刻指導を行います。

#### < 6 登下校のマナーについて >

- ① 自転車の二人乗り、傘をさしての運転や並列運転及びヘッドホンを使用しながらの運転は、交通の妨げとなり、危険です。法律でも禁止されています。
- ② 歩いている登下校の際、両耳のヘッドホンは禁止です。必ず片耳を空けておいてください。両耳をふさいでいる場合には、ヘッドホンを預かります。
- ③ 食べ歩きは大変見苦しく、品位を下げるものなので慎みましょう。
- ④ 駅のホームなどでの座り込みや、他の客の迷惑になるような行為はしないでください。

## < 7 その他 >

- ① 携帯電話・スマホについては、放課後以前に使用・所持していた場合は預かり指導となります。考査中に鳴る・使用・所持した場合は生徒指導の対象です。校内での充電は禁止です。  
\*携帯・スマホに関する違反行為があった場合  
1 回目は、その日の放課後に返却する。  
2 回目は、1泊預かり、翌日放課後に返却する。  
3 回目は、3日間預かり放課後に返却する。  
4 回目は、別途審議とし、厳しい指導する。
- ② アルバイトについては、原則として禁止です。但し、1年次の夏季休業より家庭の経済的事情があると認められるときのみ、生徒指導部の審議（了承）を得て、許可しています。なお、欠点がある者に対しては許可しません。
- ③ 高校生としてふさわしくない行動（自動車・バイクの無届免許取得・不純異性交遊等）、反社会的な行動（暴言、暴力、万引き、喫煙、カンニング、器物破損等）については懲戒の対象となり、家庭謹慎や停学、退学となります。
- ④ 自動車・自動二輪車等の運転免許取得、購入及び運転を希望する生徒は、学校に申し出るとともに、所定の手続きにより届け出てください。ただし、自動車・自動二輪車等による通学は禁止です。自動二輪車等の運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講してください。  
自動車・自動二輪車等を運転する生徒は、他の生徒を同乗させることは禁止です。運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動車・自動二輪車等に同乗することは禁止です。また、本校制服着用時や本校生徒とわかる服装で運転をすることも禁止します。

### 附 則

- この規定は、平成31年4月1日から施行する。  
この規定は、令和3年4月1日から施行する。  
この規定は、令和4年4月1日から施行する。  
この規定は、令和5年4月1日から施行する。  
この規定は、令和7年4月1日から施行する。